

(参考1)

医政発 0208 第 1 号
薬食発 0208 第 1 号
基発 0208 第 3 号
職発 0208 第 1 号
雇児発 0208 第 4 号
保発 0208 第 1 号
平成 25 年 2 月 8 日

都 道 府 県 知 事 宛

厚 生 労 働 省 医 政 局 長

医 薬 食 品 局 長

労 働 基 準 局 長

職 業 安 定 局 長

雇 用 均 等 ・ 児 童 家 庭 局 長

保 険 局 長

医療分野の「雇用の質」の向上のための取組について

人口減少、若い世代の職業意識の変化、医療ニーズの多様化に加え、医師等の偏在などを背景として医療機関等による医療スタッフの確保が困難な中、国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備し、「雇用の質」を高めていくことにより、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが必要不可欠です。

こうした中、厚生労働省では、平成 23 年 6 月に取りまとめた「看護師等の『雇用の質』の向上に関する省内プロジェクトチーム報告書」及び平成 23 年 6 月 17 日付け本職通知（「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」）に基づき、看護職員を中心とした医療スタッフの勤務環境の改善に関する様々な取組を進めてきたところですが、今般、これまでの取組の更なる充実・強化を図るためには、医師、看護職員、薬剤師など幅広い医療スタッフを含めた医療機関全体で「雇用の質」の向上に取り組むことが重要であるとの認識の下、平成 25 年以降の対応を含めた検討の結果を、別紙 3 のとおり「医療分野の『雇用の質』向上プロジェクトチーム報告」（以下「報告書」という。）として取りまとめました。

報告書の基本的な考え方としては、医療機関全体の「雇用の質」の向上に取り組むため、行政として、医療関係者と共通認識を持ち、密接な連携を図りながら、医療機関等のニーズに応えられるよう、医療分野、労働分野の「縦割り」を超えた政策連携を図った取組を

推進し、将来的には、各医療機関等が、医師、看護職員、薬剤師などの幅広い医療スタッフの協力の下、自主的な勤務環境改善活動を促進するシステム（以下「『雇用の質』向上マネジメントシステム」という。）の構築・普及を図るとともに、こうした各医療機関等の活動に対する支援策を講じることとしています。

なお、今般の報告書において、当面、貴都道府県の衛生主管部（局）及び労働主管部（局）に係る事項等下記のとおりまとめましたので、取組の実施に当たり、御理解、御協力いただきますよう宜しくお願いいたします。

本取組を的確に推進するためには、医療分野や労働分野等各分野の施策の更なる連携が必要不可欠であることから、貴職におかれましても、引き続き、取組の必要性・重要性を御理解いただいた上で、貴都道府県の衛生主管部（局）及び労働主管部（局）の十分な連携に御留意いただくとともに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）等と連携し、取組の積極的な実施に向けて、御協力いただくようお願いいたします。

また、医療機関等のニーズに応じて、貴都道府県で実施している勤務環境の改善に資する各種施策が広く活用されるよう、地域の関係団体等に積極的に働きかけるなど、地域の関係団体等との連携にも御配慮いただくようお願いいたします。

最後に、本件については、別紙1のとおり地方厚生（支）局長及び労働局長に対し指示するとともに、別紙2のとおり関係団体の長に対し協力を依頼しておりますので申し添えます。

記

第1 衛生主管部（局）関係

1 報告書4（2）①i）【医療スタッフ相互・補助職等の連携の推進】について

医師、看護職員、薬剤師などの業務負担の軽減を図るためには、多様な医療スタッフが相互に連携し、業務分担を図る「チーム医療」の推進や補助職（いわゆる医療クラークや看護補助者）の活用が重要です。

このため、平成25年度予算（案）において新たに計上している看護補助者活用推進事業の活用を図っていただくようお願いいたします。

2 報告書4（2）①ii）イ）【公的職業紹介機関における看護職員のマッチング機能の強化】について

公的職業紹介機関における看護職員のマッチング機能の強化を図るため、ナースセンターとハローワークの連携・協働による看護職員の人材確保に向けた取組を進めます。

具体的には、いくつかの地域を選定し、試行的にナースセンターとハローワークの連携事業（ナースセンター・ハローワーク連携モデル事業）を実施することとしており、詳細については、追って通知します。このほかにも、都道府県ごとの判断により、労働局職業安定部と協議の上、地域の実情に応じたナースセンターとハローワークの連携の推進を積極的に図っていただきますようお願いいたします。

また、ナースセンターに対して、職業紹介事業者を利用する医療機関等から、不適切な職業紹介事業者に関する相談等があった場合には、労働局職業安定部・需給調整事業部が相談窓口として活用できる旨の案内をしていただくよう、ナースセンターへの周知をお願いいたします。

3 報告書4（2）①iii）ア）及びウ）【短時間正社員制度の活用促進】について

医療機関等における短時間正社員制度の活用促進を図るため、労働局に配置している医療労働専門相談員又は医療労働専門相談員が配置されていない労働局にあっては、働き方・休み方改善コンサルタント（以下「医療労働専門相談員等」という。）による支援を実施することとしています。

短時間正社員制度の活用促進に向けては、既に、就労環境改善研修事業、就業環境改善支援事業などの各種施策を実施しているところですが、医療労働専門相談員等による支援を円滑に実施するためには、これらの各種施策について、行政機関内での情報共有を図りつつ、地域の関係団体等に対して十分な周知を行うことが必要です。

そのため、労働局が事務局となり開催している企画委員会等を活用して、労働局や地域の関係団体等に対し、短時間正社員制度の活用促進に向けた各種施策に関する資料を情報提供していただき、必要に応じてご説明いただくなどの積極的な連携・周知を図っていただくようお願いいたします。

4 報告書4（2）②【ワンストップの外部専門家チーム支援】について

医療機関等の勤務環境改善に関わる各種の相談支援制度や公的な支援（補助）制度について、各医療機関等のニーズを踏まえた活用を図るため、医療労働専門相談員等をはじめとする関係機関、関係団体の連携を強化し、平成26年度以降に、地域の医療機関等に対するワンストップの相談支援体制の構築に向けて取り組むこととしています。

その際、貴都道府県が所管している施策のうち、連携が想定される相談支援・アドバイザー機能の例としては、ナースセンター就業相談員や女性医師支援相談窓口の相談員が考えられます。

また、連携が想定される職場環境整備のための支援制度の例としては、以下のよう な事業が考えられます。

- ・病院内保育所運営事業
- ・病院内保育所施設整備事業
- ・看護補助者活用推進事業
- ・就業環境改善相談・指導者派遣事業
- ・救急勤務医支援事業
- ・産科医等確保支援事業
- ・新生児医療担当医確保支援事業
- ・女性医師等就労支援事業

平成26年度以降に、ワンストップの相談支援体制を構築するためには、関係機関や関係団体がこうした各種施策を十分に認識し、活用できる環境を整えることが重要であることから、平成25年度は、こうした各種施策について、行政機関内での情報共有を図りつつ、地域の関係団体等に対し、十分な周知を行うことが必要です。

そのため、貴職におかれては、労働局が事務局となり開催している企画委員会等を活用して、労働局等や、地域の関係団体等に対して、各種施策に関する資料を情報提供していただき、必要に応じてご説明いただくなどの積極的な連携・周知を図っていただくようお願いいたします。

また、今後は、医療労働専門相談員等のほか、地域の関係団体にも労務管理などのアドバイザーの配置を進めることにより、多様な主体からの専門的支援が受けられる体制整備を図ることとしています。

そのため、貴職におかれては、地域の関係団体のアドバイザー配置に対する支援の一つとして、重点分野雇用創出事業や就業環境改善相談・指導者派遣事業を活用する

などの取組の実施についてご検討いただくようお願いいたします。なお、詳細については、追って通知します。

5 報告書4(3)①及び4(4)【労働時間管理者等の育成・地域レベルのネットワーク推進】について

医療分野の「雇用の質」の向上のための取組を推進するためには、労働時間管理者等として医療機関等で中心的な役割を果たす人材（院長、理事長、事務局長、看護部長、看護師長及び管理職候補者など）の育成・資質向上が必要不可欠であるため、労働局労働基準部が中心となり、労働時間管理者等への労務管理等に関する研修会の充実強化を図ることとしています。

また、労働局が事務局となって開催する企画委員会を、地域の共通課題を持ち込むプラットフォームとして機能させるため、地域レベルでの更なるネットワークの強化が必要となっています。

そのため、貴職におかれては、労働局労働基準部と連携し、上記研修会の周知などに御協力いただくとともに、企画委員会が行政や医療関係者による連絡協議の場として活用されるよう、引き続き、積極的に参画していただくようお願いいたします。併せて、取組の積極的な実施に向けて、関係団体等への働きかけに御協力いただくようお願いいたします。

6 その他

上記に示した様々な取組を連携して推進するに当たり、貴都道府県において、医療分野の「雇用の質」の向上のための取組を担当する窓口となる担当者を決めていただき、別添をご参照の上、労働局労働基準部監督課又は労働時間課に連絡していただくようお願いいたします。

第2 労働主管部（局）関係

1 報告書4(3)①及び4(4)【労働時間管理者等の育成・地域レベルのネットワーク推進】について

医療分野の「雇用の質」の向上のための取組を推進するためには、労働時間管理者等として医療機関等で中心的な役割を果たす人材（院長、理事長、事務局長、看護部長、看護師長及び管理職候補者など）の育成・資質向上が必要不可欠であるため、労働局労働基準部が中心となり、労働時間管理者等への労務管理等に関する研修会の充実強化を図ることとしています。

また、労働局が事務局となって開催する企画委員会を、地域の共通課題を持ち込むプラットフォームとして機能させるため、地域レベルでの更なるネットワークの強化が必要となっています。

医療スタッフの確保については、多くの都道府県で喫緊の課題となっており、また、依然として厳しい雇用情勢が続く中で、勤務環境の改善等を通じて人手不足の医療分野への就業の促進を図ることは、都道府県民の労働条件の向上はもとより、雇用対策としても重要であると考えます。

そのため、貴職におかれては、上記研修会の周知などに御協力いただくとともに、企画委員会が行政や医療関係者による連絡協議の場として活用されるよう、積極的に参画していただくようお願いいたします。併せて、取組の積極的な実施に向けて、関係団体等への働きかけに御協力いただくようお願いいたします。

また、上記第1の2にある重点分野雇用創出事業や就業環境改善相談・指導者派遣

事業の活用に向け、衛生主管部（局）担当者と連携し、取組が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

第3 その他

報告書4（1）にある「『雇用の質』向上マネジメントシステム」の構築に向けて、本年1月より、医療分野や労務管理などの専門知識を有する有識者から成る研究班を立ち上げ、その具体化に向けた調査研究・検討をスタートさせていますので、ご承知おきください。

また、今後、当該調査研究を進めるに当たり、貴職に必要な協力を求めることがあります。その際には、研究の円滑な実施に向け御協力いただきますようお願いいたします。

(別添)

労働局名	部課名	郵便番号	住所	電話番号
北海道労働局	労働基準部監督課	〒060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1 合同庁舎	(代) 011-709-2311
青森労働局	労働基準部監督課	〒030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4112
岩手労働局	労働基準部監督課	〒020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2 合同庁舎5階	019-604-3006
宮城労働局	労働基準部監督課	〒983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4 合同庁舎	022-299-8838
秋田労働局	労働基準部監督課	〒010-0951	秋田市山王7-1-3 号秋田合同庁舎	018-862-6682
山形労働局	労働基準部監督課	〒990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8222
福島労働局	労働基準部監督課	〒960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	024-536-4602
茨城労働局	労働基準部監督課	〒310-8511	水戸市宮町1-8-3 茨城労働総合庁舎	029-224-6214
栃木労働局	労働基準部監督課	〒320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2 地 方合同庁舎	028-634-9115
群馬労働局	労働基準部監督課	〒371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総 合ビル8F	027-210-5003
埼玉労働局	労働基準部監督課	〒330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 明 治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー15F	048-600-6204
千葉労働局	労働基準部監督課	〒260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2 地方合同庁舎	043-221-2304
東京労働局	労働基準部 労働時間課	〒102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第三合同 庁舎	03-3512-1613
神奈川労働局	労働基準部監督課	〒231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2 合同庁舎	045-211-7351
新潟労働局	労働基準部監督課	〒950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美 咲合同庁舎2号館	025-288-3503
富山労働局	労働基準部監督課	〒930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076-432-2730
石川労働局	労働基準部監督課	〒920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁 舎5階・6階	076-265-4423
福井労働局	労働基準部監督課	〒910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-2652
山梨労働局	労働基準部監督課	〒400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2853
長野労働局	労働基準部監督課	〒380-8572	長野市中御所1-22-1	026-223-0553
岐阜労働局	労働基準部監督課	〒500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3階	058-245-8102
静岡労働局	労働基準部監督課	〒420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合 同庁舎3階	054-254-6352
愛知労働局	労働基準部 労働時間課	〒460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古 屋合同庁舎第2号館	052-972-0254

三重労働局	労働基準部監督課	〒514-8524	津市島崎町 327-2 津第 2 地方合同庁舎	059-226-2106
滋賀労働局	労働基準部監督課	〒520-0057	大津市御幸町 6 番 6 号	077-522-6649
京都労働局	労働基準部監督課	〒604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451	075-241-3214
大阪労働局	労働基準部 労働時間課	〒540-8527	大阪府中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館 9F	06-6949-6494
兵庫労働局	労働基準部監督課	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー16F	078-367-9151
奈良労働局	労働基準部監督課	〒630-8570	奈良市法蓮町 387 奈良第 3 地方合同庁舎	0742-32-0204
和歌山労働局	労働基準部監督課	〒640-8581	和歌山市黒田 2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073-488-1150
鳥取労働局	労働基準部監督課	〒680-8522	鳥取市富安 2-89-9	0857-29-1703
島根労働局	労働基準部監督課	〒690-0841	松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5F	0852-31-1156
岡山労働局	労働基準部監督課	〒700-8611	岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎	086-225-2015
広島労働局	労働基準部監督課	〒730-8538	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 4F・5F	082-221-9242
山口労働局	労働基準部監督課	〒753-8510	山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2 号館	083-995-0370
徳島労働局	労働基準部監督課	〒770-0851	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	088-652-9163
香川労働局	労働基準部監督課	〒760-0019	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 3 階	087-811-8918
愛媛労働局	労働基準部監督課	〒790-8538	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 5F	089-935-5203
高知労働局	労働基準部監督課	〒780-8548	高知市南金田 1-39	088-885-6022
福岡労働局	労働基準部監督課	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館 4F	092-411-4862
佐賀労働局	労働基準部監督課	〒840-0801	佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第 2 合同庁舎	0952-32-7169
長崎労働局	労働基準部監督課	〒850-0033	長崎市万才町 7-1 住友生命長崎ビル	095-801-0030
熊本労働局	労働基準部監督課	〒860-8514	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 9 階	096-355-3181
大分労働局	労働基準部監督課	〒870-0037	大分市東春日町 17-20 大分第 2 ソフィアプラザビル 6F	097-536-3212
宮崎労働局	労働基準部監督課	〒880-0805	宮崎市橘通東 3-1-22 宮崎合同庁舎	0985-38-8834
鹿児島労働局	労働基準部監督課	〒892-8535	鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8277
沖縄労働局	労働基準部監督課	〒900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 3F	098-868-4303